

一日先物取引に関する説明書

本説明書は、松井証券株式会社（以下、「当社」といいます。）が取扱う一日先物取引のご利用に際し、あらかじめご理解いただきたい事項を説明するものです。お客様におかれましては、本説明書記載の内容を十分にご理解いただき、記載事項に同意のうえ、一日先物取引をご利用ください。

1. 一日先物取引の利用開始および利用中止

一日先物取引は、先物・オプション取引口座を開設したうえで、一日先物取引設定を「適用」に切り替えてご利用ください。

一日先物取引設定が適用されているとき、通常の先物・オプション取引を行うことはできません。通常の先物・オプション取引を行う際は、一日先物取引設定を「未適用」に切り替えてください。

会員画面【先物 OP】－「ルール設定」またはモバイル会員画面【先物 OP 取引】－「ルール設定」で一日先物取引設定の切り替えを行うことができます。

未返済の建玉や未約定の発注済注文があるときは、一日先物取引設定の切り替えを行うことができません。

一日先物取引では、通常の先物・オプション取引と一部異なる取引ルールが適用されます。お取引の際は十分ご注意ください。

一日先物取引設定を「未適用」に切り替えたときに適用される取引ルールは、ロスカット口座を開設しているか否かによって異なります。ロスカット口座を開設している場合、標準ロスカットラインが適用されます。

2. 対象商品および限月

一日先物取引の対象商品は、日経 225 先物および日経 225mini です。一日先物取引設定が適用されているとき、日経 225 オプションは取引することができません。

対象限月は、市場における最終売買日を除き、直近 1 限月（日経 225mini は、3 月限、6 月限、9 月限、12 月限のうち、直近 1 限月）です。市場における最終売買日前日の日中立会終了後に、対象限月が次の限月に切り替わります。

3. 返済期限

一日先物取引の建玉の返済期限は、新規建て取引を行った立会区分（日中立会または夜間立会）のレギュラー・セッション終了までとなります。お客様は、返済期限までに建

玉を反対売買により決済していただく必要があります。

日中立会から夜間立会、または夜間立会から日中立会というように、複数の立会区分をまたいで建玉を保有することはできません。

注文の有効期間は当立会区分中となります。日中立会から夜間立会、または夜間立会から日中立会というように、有効期間が複数の立会区分をまたぐ注文はできません。新規建て取引を行った立会区分のレギュラー・セッション終了までに返済されなかった建玉は、当立会区分のクロージング・オークションまたは次立会区分のオープニング・オークション以降、当社の任意により決済します。お客様ご自身でクロージング・オークションに返済注文を発注した場合、当社は任意決済を行う際に、注文の取消を行います。

取引時間中に取引所や当社のシステムの不具合等の事由によりお客様が一日先物取引の発注を行えない事象が生じた場合であっても、原則として返済期限の延長は行いません。

4. 証拠金

一日先物取引では、立会時間中は、原則として必要証拠金額を減額した少額証拠金を適用します。先物の価格変動により、証拠金を上回る額の損失が生じるリスクが高まりますのでご注意ください。

日中立会終了時に残った建玉に対する追証審査は、通常先物・オプション取引の維持証拠金（少額証拠金適用外）に基づいて行います。追証の差入れ期限および金額は、通常先物・オプション取引の場合と変わりありませんが、返済期限の超過による当社の任意での建玉の決済は、追証の発生および差入れの有無にかかわらず行います。

5. ロスカット

一日先物取引では、以下のロスカットルールが適用されます。

(1) 用語の定義

● リアルタイム維持証拠金余力

先物・オプション口座に受入れている現金と有価証券の代用評価額を合算した証拠金の総額をリアルタイムの時価を用いて評価した余力です。証拠金としてお預かりしている現金残高に、当社所定の監視間隔毎にリアルタイムで評価した保有有価証券の代用評価額、先物評価損益、および翌営業日に受渡予定の現金の増減を加味して計算します。

※ 海外先物取引の「リアルタイム維持証拠金余力」の定義とは異なります。

● 現金残高

証拠金のうち現金でお預かりしている金額を表示します。当日の約定による増減、および「発注済」の注文が約定した場合の現金の増減は加味しません。

● リアルタイム 代用評価額

先物・オプション取引口座でお預かりしている株式の代用評価額（現金換算の証拠金）です。「リアルタイムの時価×保有株数×評価掛目（原則 70%）」で計算します。リアルタイムの時価は、主市場における直近の約定値段（特別気配または連続約定気配が表示されている場合にはその特別気配または連続約定気配）、主市場の取引時間外は終値または基準値段となります。なお、保有株数に変更が生じる株式分割や株式併合等が行われる場合、株式分割の権利付最終日や株式併合の併合前取引最終日の夜間立会から権利落ち後の初値がつくまでの間は、権利処理を加味した調整後の単価および株数を用いて計算します。

● リアルタイム 先物評価損益

リアルタイムの時価で評価した建玉ごとの評価損益を合計した値です。リアルタイムの時価は直前の約定価格、当日（前日の夜間立会以降）の約定がない場合は清算価格となります。当日約定分を加味して計算します。

● ロスカットライン

ロスカット審査の基準となる水準です。

標準ロスカットラインは、「建玉 1 枚あたりの標準ロスカットライン×（買建て枚数－売建て枚数）」の絶対値となります。建玉 1 枚あたりの標準ロスカットラインは、当社が設定した値となりますので、WEB ページでご確認ください。

ロスカットラインは、リアルタイム維持証拠金余力の範囲内で、お客様ご自身の任意の金額に変更することができます。標準ロスカットラインを下回る水準に設定することはできません。

(2) ロスカット審査

取引時間中、当社が定める一定時間ごとに、証拠金余力の審査を行います。審査の結果、リアルタイム維持証拠金余力がロスカットラインを下回っていると判定された場合、発注済の注文があるときは、これを取消します。発注済の注文がないとき、または取消後もリアルタイム維持証拠金余力がロスカットラインを下回っているときは、お客様が保有するすべての建玉の反対売買注文を成行（FAK）で発注します。ロスカット注文の発注・取消処理は当社が設定した順序で行います。

一定時間ごとに余力を再計算するため、市場の高値圏または安値圏でもロスカット注文が発注されることがあります。

(3) ロスカット注文

ロスカット注文は成行注文で発注されます。また、大阪取引所が受付するFAK (Fill And Kill、残数量取消条件) 注文として発注するため、対当する注文が無い等の理由で即座に約定が成立しない数量がある場合、当該残数量部分の注文は失効します。

標準設定のロスカットラインを割り込んだ場合に発注されるロスカット注文は取消することができません。

ロスカットラインをお客様ご自身に変更し、変更後のロスカットラインを割り込んだ場合に発注されたロスカット注文は取消することができますが、ロスカット注文は、(2)において定める条件が整った場合すぐに市場へ発注されるため、取消が間に合わない場合があります。

(4) 注意事項

ロスカトルールの適用にあたり、次の点にご注意ください。

ロスカトルールの適用を受ける場合でも、相場が急激に変動した場合やロスカット注文の全数量が約定しない場合などには、損失を一定の範囲内に抑えることができないことがあります。その場合、当初設定した金額を超え、差入れている証拠金額を上回る損失が発生するおそれがあります。

ロスカット注文は成行で発注されますが、取引所の規則で即時約定可能値幅が設定されているため、注文の一部または全部が約定しない場合があります。約定しない場合には、残った注文は自動的に失効します。

一定時間ごとに余力を再計算するため、市場の高値圏または安値圏でもロスカット注文が発注されることがあります。注文の取消・発注処理は当社が設定した順序で行われます。

ロスカット注文は、お客様が会員画面を通じて条件を設定し、条件に一致した場合に当社システムから市場に発注されます。従って、お客様のパソコン・インターネット通信回線の不具合、取引所、投資情報配信会社におけるシステム障害、および投資情報配信

会社と当社受信システムとの間の回線障害を原因としてロスカット注文が正しく執行されない場合があります。システム障害時の対応については、WEBページ記載の「システム障害時の対応」または下記「(5) システム障害時の対応」をご参照ください。

取引所および清算機関の規制、または当社独自の規制による先物・オプション取引における証拠金の有価証券による代用の制限が行われた場合、もしくは代用有価証券の掛目の変更が行われた場合、リアルタイム維持証拠金余力がロスカットラインを下回り、ロスカットが発動する場合があります。

建玉の状況により、ロスカットラインが0円に設定される場合があります、その状態でロスカット注文が発注された場合には不足金が発生することがあります。

お客様自身が設定するロスカットラインの水準によっては、設定後、ただちにリアルタイム維持証拠金余力がロスカットラインを下回り、ロスカットが発動する場合があります。

(5) システム障害時の対応

システム障害とは、お客様が当社提供サービスに係るシステムを通じてご注文いただけない状態、お客様から受託したご注文の執行が遅延し、もしくは不能になった状態と当社が判断した場合、かつ当該システムに明らかな不具合があると当社が判断した場合、また、お客様のパソコン・インターネット通信回線の不具合や取引所等の障害が原因でない場合をいいます。

ロスカットルールに伴う発注は、当社が定める取引時間中において、市場の価格を受信して、条件に合致した場合に当社システムから行います。当社は、市場の価格を取引所、投資情報配信会社を通して受信しています。

そのため、取引所、投資情報配信会社におけるシステム、および投資情報配信会社と当社受信システムとの間の回線が正常に稼働して価格が配信され、当社システムが条件を審査できることがロスカットルールに伴う発注の前提となります。

取引所、投資情報配信会社におけるシステム障害、および投資情報配信会社と当社受信システムとの間の回線障害（以下、「価格配信の障害」）が確認された場合には、当社はロスカットルールの条件に関する審査を行いません。価格配信の障害が復旧次第、ロスカットルールの条件に関する審査を再開します。

なお、価格配信の障害は当社のシステム障害に該当しないため、障害発生以前に受託していた注文の過誤処理は行いません。

当社が定める取引時間中において、当社システムに不具合が発生し、価格が正常に当社に配信されているもののロスカットルールの条件に関する審査を行うことが出来ない場合には、障害復旧後の最初のロスカットルールの条件に関する審査により実際にロスカットルールに伴う発注が執行されたお客様を対象として証拠金状況を精査します。当該精査にあたっては、障害復旧後の最初のロスカットルールの条件に関する審査を基準時点とし、10分間隔で遡る方法により行います。

また、上記と同様の状況により、ロスカットルールの条件に関する審査を行うことが出来ない場合において、審査が行われないことにより保有建玉が返済期限の超過等により決済されるお客様も精査の対象として証拠金状況を確認します。当該精査にあたっては、レギュラー・セッションの終了時点からロスカットルールの条件に関する審査を基準として、10分間隔で遡る方法により行います。

なお、いずれの場合も、精査時のロスカットラインは標準設定に基づき設定されているものとして証拠金を計算します。

平成 27 年 2 月 9 日